

○福岡都市圏南部環境事業組合情報公開審査 会規則

〔 平成 18 年 9 月 15 日 〕
規 則 第 10 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、福岡都市圏南部環境事業組合情報公開条例（平成 18 年条例第 13 号。以下「条例」という。）第 18 条に規定する福岡都市圏南部環境事業組合情報公開審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会長）

第 2 条 審査会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 3 条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（審査の手續）

第 4 条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問した実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

2 審議会は、条例第 20 条第 2 項に規定する調査について、必要があると認めるときは、一部の委員にその調査を委任することができる。

3 審査会は、条例第 20 条第 3 項の規定に基づき不服申立人又は参加人に口頭で意見を述べる機会を与える場合において、必要があると認めるときは、補佐人の付添いを許可することができる。

（提出資料の閲覧）

第 5 条 条例第 20 条第 5 項の規定に基づき意見書又は資料の閲覧を求めようとする者は、書面により申し出るものとする。

2 審議会は、前項の申請があったときは、閲覧の諾否について書面により回答するものとする。

（答申書の公表）

第 6 条 審査会の答申の内容は、公表するものとする。

（補則）

第7条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成18年5月1日から適用する。